

輸出用木材こん包材生産者登録通知書 [新規・継続]

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 全国植物検疫協会
会 長

平成 年 月 日付で輸出用木材こん包材の生産者として登録申請のあった件は、下記のとおり登録したので通知します。

記

- 1 登 録 番 号 :
- 2 事業所等の名称 :
- 3 事業所等の所在地 :
- 4 登録の有効期間 : 年 月 日から 年 3月31日まで

(注意事項)

- (1) 事業所等を移設する場合は、予め届け出ること。また、これ以外の申請書記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ること。
- (2) 消毒処理済み材の受入れに際し、消毒実施者から消毒実施報告書（熱処理の場合は第13号様式、くん蒸処理の場合は第14号様式）を受領し、スタンプ押印等明細書（参考様式3）に転記し管理するとともに、その報告書を1年間保管すること。
- (3) 四半期ごとに表示実績をスタンプ等表示実績報告書（第20号様式）に取りまとめ、翌月の15日までに担当の地域協会に送付すること。
- (4) 消毒処理済み材と未処理材は、明確に区分して保管管理すること。
- (5) 不適合な消毒処理済みの表示又は実地調査を適切な理由なく拒否された場合及び本細則VIの7の（5）の報告がない若しくは虚偽の報告をした場合には、本登録を取り消すことがあること。
- (6) 輸入国植物防疫機関が登録番号等についての情報の提供を求めた場合は、全植検協のホームページにおいて公表すること。